

療養通所介護

重要事項説明書

社会福祉法人 近江幸楽会

療養通所介護 まほろば

【重要事項説明書】

療養通所介護

1 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	療養通所介護 まほろば
所在地	滋賀県長浜市下坂中町200番地1
介護保険指定番号	2590300246 号
サービス提供地域	滋賀県長浜市生活圏域全域 滋賀県米原市（近江圏域、米原圏域）

(2) 営業時間およびサービス提供時間

月曜～金曜	営業時間 午前8時30分～午後5時30分 サービス提供時間 午前9時30分～午後4時30分 ※ご要望に応じて短縮・延長対応できます。
-------	--

(3) 職員体制

	資格	常勤
看護師	看護師（うち1名管理者と兼務）	3名以上
介護職員	ヘルパー2級 介護福祉士	1名以上
事務職員	非常勤兼務	1名以上

令和7年6月1日 現在

2 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、口腔機能向上、その他必要な介護等を行います。

3 利用料金

(1) 介護保険対象サービス利用料

◇基本サービス費（地域単価10,14円）

（介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。）

基本サービス費	12785 単位/月
---------	------------

自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
12,963 円	25,927 円	38,891 円

◇サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする

(2) 介護保険対象外サービス利用料（自費をいただくもの）

食材料費用	朝食	450円
	昼食	820円
	おやつ	70円
	夕食（ご希望時）	760円
洗濯代	10ℓバケツ1杯	150円
オムツ・パット類		実費
複写物	一枚につき	10円

(3) 交通費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要した費用について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費（1km毎に100円）を交通費としていただきます。

(4) キャンセル料金

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

【連絡先】 療養通所介護 まほろば TEL0749-68-4027

②ご利用日の前営業日の午後5時30分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の午後5時30分までにご連絡がなかった場合	基本サービス費の10%
※ただし、ご入院、急病等の事情によるキャンセルの場合は無料とさせていただきます。	

(5) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月25日までに当月分の利用料金を請求いたしますので、あらかじめ、事業所が指定する銀行口座引き落とし、または現金にてお支払いください。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。担当者がお伺いいたします。

契約を結び、療養通所介護計画を作成し、サービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にご担当の介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の14日前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所された場合
- ・ 要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族様の方などが、当事業所や当法人のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。ご希望があれば訪問看護に変更することもできます。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 暴風警報発令時は当日の状況をみながら営業可否のご連絡をさせていただきます。
また、暴風警報は発令していない場合についても、大雪や大雨等、悪天候の場合は、事故防止のため、状況に応じて対応のご相談をさせていただきます。
- ・ 他の利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

5 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口 療養通所介護 まほろば	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 0749-68-4027 面接場所 相談室 担当者 廣岡 啓子
長浜市健康福祉部 介護保険課	ご利用時間 平日 午前9時00分～午後4時45分 ご利用方法 電話 0749-65-8252 場所 長浜市八幡東町632
米原市くらし支援部 高齢福祉課	利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 利用方法 電話 0749-53-5122 場所 米原市米原1016番地
滋賀県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日 午前9時～午後6時 ご利用方法 電話 077-522-2601 場所 大津市中央4丁目5-9

6 非常災害対策

関係機関への通報・ 連絡体制の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ● 天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じる。 ● 管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
避難・救出等必要な訓練 の実施について	<ul style="list-style-type: none"> ● 年2回以上、避難訓練を実施する。利用者様の家族様にも非難経路、場所を連絡する。 ● 災害が発生した場合は直ちに安全な空地に一旦誘導し、その後所定の避難場所に誘導する。帰宅が可能な場合は、家族と連絡をとり帰宅させる。 ● 飲み水や非常食は怠りなく設置しておく。

上記の重要事項説明を受けました。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

事業者	事業所名	療養通所介護 まほろば	印
	説明者氏名	(管理者) 廣岡 啓子	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

令和7年2月1日改正